

令和5年1月

事業者の皆様

旭川市水道局経営企画課契約係

建設業法改正に伴う関係要領等の改正について

建設業法施行令の一部が改正され令和5年1月1日から施行されることに伴い、次の関係要領等を一部改正しますのでお知らせします。

- 1 一部改正する関係要領等
 - ・旭川市水道局現場代理人・主任技術者等の配置に関する運用基準
 - ・旭川市水道局建設工事等共同企業体運用基準
 - ・旭川市水道局建設工事共同企業体（分担施工方式）取扱要領
- 2 改正後の建設業法施行令の内容（参考）
 - (1) 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限について、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）から4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）に引き上げ。
 - (2) 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限について、3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）から4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）に引き上げ。
 - (3) 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について、3,500万円から4,000万円に引き上げ。
- 3 関係要領の改正について
 - 1の関係要領等について、建設業法施行令の下限額の引き上げが反映されるよう改正します。